

ID: 315

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	まちづくり協定の内容変更又は廃止の承認
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市住みよいまちづくり条例 第21条の2第10項
例 規 番 号	平成12年条例第16号
【根拠条文】 (まちづくり協定の認定等) 第21条の2 まちづくり活動団体は、地域のまちづくりに関し、当該地域において遵守されるべき事項を定めたまちづくり協定を策定したときは、市長の認定を受けることができる。 2 まちづくり活動団体は、前項の規定による認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、遅滞なく、その旨を告示し、まちづくり協定書を当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供さなければならない。 4 地区住民等は、前項の告示の日の翌日から起算して2週間以内に、市長に対し、まちづくり協定に関する意見書を提出することができる。 5 市長は、前項の意見書が提出されたときは、速やかにその写しをまちづくり活動団体に送付しなければならない。 6 まちづくり活動団体は、前項の規定により意見書の送付を受けたときは、当該意見書に対する見解書を市長に提出しなければならない。 7 市長は、前項の見解書が提出されたときは、当該見解書を速やかに公表しなければならない。 8 市長は、第4項の意見書及び前項の見解書の内容等を考慮し、まちづくり協定の内容が、次の各号のいずれにも該当するときは、まちづくり協定を認定しなければならない。 (1) まちづくり協定の目的となっている土地の区域(以下「協定区域」という。)の面積がおおむね0.5ヘクタール以上であること。 (2) まちづくり協定の目的となっている土地又は建築物等の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) まちづくり協定に定められた基準がまちづくりの目標及び方針に合致することであること。 (4) 都市計画法第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針に沿った内容であること。 9 市長は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を告示し、かつ、申請者に通知しなければならない。 10 まちづくり活動団体は、第1項の規定により認定を受けたまちづくり協定の内容を変更又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。 11 第3項から第9項までの規定は、まちづくり協定の変更に準用する。 12 市長は、第19条の3第1項の規定によりまちづくり活動団体の認定が取り消されたときは、第8項の規定によるまちづくり協定の認定を取り消すことができる。 13 市長は、第10項の規定によりまちづくり協定の廃止の申請があったとき又は前項の規定によりまちづくり協定の認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を告示し、かつ、申請者に通知しなければならない。	

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日